

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定申請手数料及び指定更新申請手数料を新設するため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成12年伊丹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中第89号を第91号とし，第88号を第90号とし，第87号の次に次の2号を加える。

(88) 指定介護予防支援事業者の指定申請手数料 1件につき 14,000円

(89) 指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料 1件につき 7,000円

付 則

この条例は，公布の日から施行する。